

政府管掌健康保険及び厚生年金保険の未適用事業所 に対する適用促進について

政府管掌健康保険制度及び厚生年金保険制度においては、事業主に様々な届出義務を課しており、事業を円滑に運営するためには事業主の理解及び協力を得ることは不可欠なことから、事業主の自主的な届出を促すべく、制度の説明等に重点をおいた加入勧奨及び加入指導を行ってきたところである。

しかしながら、現下の厳しい経済情勢を背景として、社会保険制度に対する理解を示そうとしない事業主も見受けられるところであり、強制保険としての役割を維持するためには、モラルハザードの防止の観点からも、最終的には職権による被保険者資格の取得の確認を行わざるを得ないものとして、今般、加入指導を重ねても加入の手続を行わない一定規模以上の事業所については、立入検査等を実施し、職権による被保険者資格の取得を行うこととし、地方社会保険事務局長あて通知することとした。(別添1、2)

未適用事業所の把握

(1) 適用促進対象事業所の選定

- ・定期的な登記申請書の閲覧等により新設法人を把握。
- ・雇用保険との適用事業所データの突合。

適用促進対象事業所

(2) 文書による加入指導

- ・適用促進対象事業所に対し加入勧奨状を送付。

(3) 巡回説明

- ・社会保険労務士への委託等による未適用事業所に対する巡回説明を行う。

重点的な加入指導

(4) 呼出による加入指導

- ・巡回説明による勧奨によっても届出を行わない事業所については、社会保険事務所へ呼び出して、加入指導を行う。
- ・原則として、従業員規模が5人以上のものから優先的に実施。

(5) 戸別訪問による重点加入指導

- ・呼出による加入指導によっても届出を行わない事業所については、戸別訪問を行うほか、呼出、電話又は文書により、繰り返し指導する。
- ・17年度は、原則として、従業員規模が15人以上のものから優先的に実施。
- ・18年度は、原則として、従業員規模が10人以上のものから優先的に実施。

再指導・督促等

重点加入指導対象事業所

【対象事業所】

- 戸別訪問による重点加入指導によっても届出を行わない一定規模以上の事業所を対象とする。
- ・重点加入指導を概ね3ヶ月以上実施しても加入の届出を行わない場合について、職権適用する。
- ・また、重点加入指導を引き続き実施していくことが困難である場合については、2回以上の戸別訪問による事業主に対する指導実績を目途として職権適用する。

職権による適用

立入検査等

(6) 事業所の選定（決定）

- ・当面は、16年度に重点加入指導を実施した従業員規模が20人（程度）以上のものから取り組む。
- ・17年度に重点加入指導を実施する従業員規模が15人（程度）以上の事業所についても、進捗状況を踏まえながら、順次、取り組む。

(7) 事前準備（予告通知）

- ・立入検査日を決定し、事業主あて通知する。

(8) 立入検査等の実施

- ・事業所に立ち入り、労働者名簿、賃金台帳等の提示、閲覧を求め、新規事業所届、被保険者資格取得届等を起票する。

事務処理等

(9) 新規適用届・資格取得届

- ・資格取得の処理を行う。

立入検査拒否・忌避等

(※) 告発（罰則の適用）

- ・立入検査を拒否等されたことにより、被保険者資格の確認ができない場合については、罰則を適用することとし告発する。

写

庁文発第 0325005 号

平成17年3月25日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部医療保険課長

(公印省略)

平成17年度における政府管掌健康保険及び厚生年金保険
の未適用事業所に対する適用促進について

政府管掌健康保険及び厚生年金保険の未適用事業所に対する適用促進については、本日付庁文発第0325004号をもって通知したところであるが、適用促進対象事業所の的確な把握と加入指導の確実な実施が重要であることから、標記については、下記の事項に留意の上、実施されたい。

記

1 適用促進対象事業所の選定について

商業登記申請書、法人登記申請書及び医療法人名簿等の定期的な閲覧による新規設立法人等の把握を通じた、未適用事業所と思われる事業所（以下「対象事業所」という。）の把握及び適用促進の対象となる事業所（以下「適用促進対象事業所」という。）の選定を確実に実施すること。

また、平成14年度及び平成16年度に送付した厚生年金保険と雇用保険の適用事業所データの突合結果リスト（以下「突合結果リスト」という。）のうち、窓口装置等による適用済か否かの確認が未了となっている突合結果リスト（事業所）がある場合には、その確認を終了すること。

なお、平成15年8月以降に雇用保険の適用事業所となった事業所のデータとの突合結果リストについて、本年7月頃を目途に送付する予定であり、当該突合結果リストの取扱い等については、送付時に別途連絡する。

2 適用促進対象事業所に対する加入指導について

(1) 文書による加入指導

文書による加入指導については、すべての適用促進対象事業所に対し実施すること。

(2) 巡回説明

巡回説明については原則として、文書による加入指導後において加入の手続が行われないすべての適用促進対象事業所に対して実施すること。

なお、社会保険労務士による巡回説明（社会保険労務士会への委託）については、別途通知する。

(3) 呼出による加入指導

呼出による加入指導については、巡回説明後において加入の手続が行われない適用促進対象事業所のうち、5人以上の従業員を使用すると認められるものに対し実施すること。

また、5人以上の従業員を使用する事業所以外のものに対しても、地方社会保険事務局の実情に応じて、呼出による加入指導に努めること。

(4) 重点的な加入指導

呼出による加入指導においても、なお加入の手続が行われない適用促進対象事業所及び呼出に応じない適用促進対象事業所のうち、15人以上の従業員を使用すると認められるものについては、戸別訪問による加入指導を実施すること。

なお加入の手続が行われない事業所については、再度の戸別訪問による加入指導に努めるほか、電話や文書により届出又は来所の督促を行う等、加入指導の継続的な実施に努めること。

また、地方社会保険事務局の実情に応じて、重点的な加入指導の対象を15人以上の従業員を使用する事業所以外のものに、適宜、拡大するよう努めること。

なお、平成18年度以降においては、10人以上の従業員を使用すると認められるものについて、重点的な加入指導を実施することとしていること。

(5) 最終的な適用方策

最終的な適用方策として実施する職権適用に係る取扱いについては、別添「政府管掌健康保険及び厚生年金保険の未適用事業所に常時使用される者の職権による資格の取得の確認に係る取扱いについて」のとおりとすること。

3 事蹟の管理について

適用促進対象事業所に対する加入指導に係る事蹟については、未適用事業所巡回説明結果報告書を活用するなど、的確な管理に努めること。

政府管掌健康保険及び厚生年金保険の未適用事業所に常時使用される者の職権による資格の取得の確認に係る取扱いについて

標記については、以下のとおりとする。

1 職権適用の基本的な考え方

- (1) 未適用事業所の適用促進については、法人登記申請書の閲覧、厚生年金保険と雇用保険の適用事業所データの突合等により把握した未適用と思われる事業所に対し、文書による加入勧奨、社会保険労務士等による巡回説明等により、事業主の自主的な届出を促すべく、制度の説明等に重点をおいた加入勧奨及び加入指導を行ってきたところである。

また、平成16年度からは、一定規模以上の事業所に対しては、呼出や戸別訪問等による加入指導を繰り返し実施する（以下「重点加入指導」という。）こととしたところである。

事業主に様々な届出義務を課している健康保険制度及び厚生年金保険制度において、事業を円滑に運営するためには、事業主の理解及び協力を得ることは不可欠であり、今後においても現在の取組を徹底し確実に実施していくことが大前提である。

- (2) しかしながら、現下の厳しい経済情勢を背景として、社会保険制度に対する理解を示そうとしない事業主も見受けられるところであり、強制保険としての役割を維持するためには、モラルハザードの防止の観点からも、最終的には職権による資格の取得の確認（以下「職権適用」という。）を行わざるを得ないものであり、加入指導を重ねても加入手続を行わない事業所については、立入検査を実施し、職権適用を行うこととする。

2 職権適用の手順等

(1) 対象事業所の選定

職権適用は最終的な手段であり、また、すべての未適用事業所を一律に職権適用することは物理的に困難であることから、まずは社会的な責任が大きく、当該事業所が未適用事業所となっていることがモラルハザードを引き起こすような、一定規模以上の事業所を対象とする。

具体的には、呼出や戸別訪問による加入指導を繰り返し実施したにもかかわらず、届出を行わない事業所について職権適用することとし、重点加入指導を実施している事業所であって、当面20人程度以上の従業員を使用すると認められる事業所を対象とする。（帳簿等の確認を行っていない段階において、正確な従業員数を把握することは困難であるとともに従業員の増減もあり得るところであり、一時点をとらえて20人以上とすることは、適切でないと考えられることから、選定の基準を「20人以上」としているところ。）

また、平成17年度の重点加入指導の進捗状況を踏まえながら、15人程度以上の従業員を使用すると認められる事業所についても、職権適用の対象としていくこととする。

なお、未適用事業所に使用される者から、資格の確認の請求が行われた場合については、従業員規模に拘わらず、重点加入指導及び職権適用の対象とする。

(2) 職権適用の実施時期

重点加入指導を概ね3ヶ月以上実施しても加入の届出を行わない場合について、職権適用する。

また、重点加入指導を引き続き実施していくことが困難である場合については、2回以上の戸別訪問による指導実績を目途として職権適用する。

(3) 事前準備

職権適用を行うためには、事業所への立入検査等を行い、常時使用される従業員の報酬月額等を把握、確認する必要がある。

については、立入検査の日時を決定し、事業主に立ち会いを求める旨と検査時には賃金台帳等の諸帳簿並びに従業員及び被扶養配偶者の年金手帳の提示を求める旨を事業主あて通知する。

なお、立入検査日までに、事業所名称、事業所所在地、事業の種類、代表者氏名等を商業登記簿等により確認し、新規適用届を起票する。

(4) 立入検査等

被保険者となる者、その報酬等を的確に把握するため、事業所に立ち入り、事業主に対し、労働者名簿、賃金台帳、出勤簿、源泉徴収簿、給与所得者の扶養控除等（異動）申告書（控）等の提示を求める。

また、事業主に立ち会いを求め、聞き取りを行いながら、次の順に届書の作成を行う。

①事前に起票した新規適用届の補足、修正等を行う。

ア 事業所の電話番号、代表者の住所、担当者氏名、現物給与の有無、昇給月、賞与支払予定月等を聞き取りする。

イ 昇給月及び賞与支払予定月については、賃金台帳においても確認する。

②資格取得届を起票する。

ア 労働者名簿、出勤簿より被保険者となる者の氏名、生年月日、住所を確認する。

イ 賃金台帳より報酬月額を確認する。

ウ 年金手帳の提示を求める。なお、基礎年金番号の確認ができなかった場合は、過去の加入歴（職歴）等の確認に努める。

エ 被扶養者の有無を聞き取りする。

なお、被扶養者を有する者がいる場合は、事業主に被保険者に被扶養者届を記載させ提出するよう指導する。

③事業主に作成した届書の確認を求める。

④なお、次の事項等について特に留意する。

ア 立入検査に当たっては、複数人での検査体制を整え、統率・指揮する者を明確にした上で実施する。

イ 立入検査時には、検査証を携帯し、事業主等から請求があった場合は提示する。

ウ 立入検査時の状況、やりとりについては、できる限り詳細に記録する。立入検査を拒否された場合についても、同様に記録する。

(5) 内部処理

立入検査時に作成した届書を持ち帰り、すみやかに事務処理を行い、被保険者証、年金手帳、確認通知書等の作成を行う。

なお、立入検査時に被保険者の基礎年金番号の確認ができなかった場合については、疑重複調査の要領に従い処理を行う。

(6) 被保険者証等の交付等

事業所に出向き、事業主に対し、被保険者証、年金手帳、確認通知書を手渡す。

この際、被保険者に対し被保険者証を確実に交付するよう申し添えるとともに、決定された標準報酬月額を被保険者に通知する義務がある旨を伝える。

また、被保険者ごとの保険料額、源泉徴収時期、納付方法（納入告知日、納付期限、口座振替の勧奨等）に係る説明を行うほか、新規適用事業所説明会の資料等を活用し、事業主が行う事務、届出等について説明する。

なお、必要に応じて、被保険者に対し、被扶養者がいる場合の届出等に係る案内文書を送付するとともに、被保険者への被保険者証等の交付や標準報酬月額決定の通知が行われたかの確認を行う。

(7) 納入告知等

納入告知書を送付する。

なお、保険料の納付が行われない場合は、直ちに納付督促を行う。

(8) 事業所調査等

適用後1年以内を目途に実地による事業所調査を行うこととし、被保険者の異動（取得、喪失）の有無、被扶養者の異動の有無、昇給等の有無、賞与の支払いの有無、現金給付の該当者の有無等を重点的に確認する。

3 資格取得年月日

職権適用については、立入検査等を行った日をもって資格を確認し、当該年月日を資格取得年月日とする。

なお、重点的な加入指導の事蹟等を踏まえ、保険者が必要と認める場合については、遡って資格の確認が可能な範囲において、遡及して適用する。

4 実施状況の報告

職権適用を実施した場合は、随時、前記2(4)④ウにより作成する立入検査時の状況等の写しに事業所記録照会回答票（基本記録）を添付し、当課適用・徴収対策室あて送付されたい。

5 立入検査等を拒否又は忌避等された場合

職権適用は、事業主が立入検査及び帳簿の提出命令等に応じることを前提とするものであり、立入検査等を拒否又は忌避等されたことにより、最終的に関係諸帳簿等の確認が行えず、職権による適用ができなかった場合については、健康保険法第208条第5号、厚生年金保険法第102条第1項第5号の規定による罰則を適用するため司法警察員に告発することとする。

なお、告発することが目的ではなく、適用促進が目的であること等に鑑み、1度の立入検査等の拒否等をもって告発するのではなく、立入検査等に協力するよう事業主を説得した結果をもって最終的に立入検査等が困難であると判断した場合に告発することが適当であるので、告発する場合にあっては、当課適用・徴収対策室と相談すること。